



# 宮 崎 県 公 報

平成21年12月28日 (月曜日) 第 2146 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○救急診療所の認定…………… (医療業務課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始…………… ( ) 1	

## 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生・産・協・参課) 1
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 2
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 3
正 誤
○平成21年6月29日付け県公報 (第2095号) 中…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 828号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

平成21年12月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団 森山内科・外科クリニ ック	都城市南鷹尾町24街区20号

#### 2 救急診療所の認定の有効期間

平成22年1月8日から平成25年1月7日まで

### 宮崎県告示第 829号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年12月28日から平成22年1月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
43	県道	北川北 浦線	延岡市北川 町川内名字 土々呂ケ内 山 348番13 地先から同 市同町川内 名字抱石 3 38番1地先	旧	6.6 ~ 20.0	310.0
				新	10.2 ~ 27.2	310.0

まで

### 宮崎県告示第 830号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年12月28日から平成22年1月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
43	県道	北川北 浦線	延岡市北川 町川内名字 土々呂ケ内 山 348番13 地先から同 市同町川内 名字抱石 3 38番1地先 まで	平成21年12月28日

## 公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年12月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成	特定非営利	本部 慶秋	宮崎県西	この法人はプ

21年 12月 1日	活動法人石 崎浜教泳ク ラブ		都市大字 右松 629 番地 1	ールの管理運営 業務を行い、障 がい者や高齢者 、幼児などいわ ゆる社会的弱者 とされる人たち を始めとするす べての利用者が 安全、安心に同 プールを利用で きる管理体制を 整備するととも に、競技力向上 を目指す選手を 始めとする全利 用者に水泳の技 術指導をすること で、地域の福 祉サービス向上 とスポーツ発展 に寄与すること を目的とします 。
------------------	----------------------	--	------------------------	---

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成 21 年 12 月 28 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第 15 位、生産額で全国第 12 位（平成 19 年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（新みやざき創造計画）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理

型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地方の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講ずることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方策について検討していくこととする。

(5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第 13 条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成 21 年	平成 22 年
	まさば及びごまさば	13,000 トン	トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	5,000 トン	6,000 トン

(注) 平成 21 年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあつては平成 21 年 7 月から平成 22 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあつては平成 21 年 1 月から平成 21 年 12 月までである。平成 22 年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあつては平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあつては平成 22 年 1 月から平成 22 年 12 月までである。なお、平成 22 年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認めら

れる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成21年	平成22年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	12,830トン	トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	4,119トン	4,845トン

(注) 平成21年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成21年7月から平成22年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成21年1月から平成21年12月までである。平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年7月から平成23年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成22年1月から平成22年12月までである。なお、平成22年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

##### 【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

##### 【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

##### 【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現

状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

#### 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成21年12月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 処分をした年月日

平成21年12月18日

#### 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社金原産業

えびの市大字浦1074

宮崎県知事許可(般-16)第8608号

#### 3 処分を受けた者の代表者の氏名

金原 恵子

#### 4 処分の内容

平成22年1月2日から平成23年1月1日までの1年間、とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているものの営業停止を命じる。

注1「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

注2「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

注3「民間工事」とは、上記注2以外の建設工事をいう。

注4「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

#### 5 処分の原因となった事実

有限会社金原産業の前代表取締役は、えびの市が平成20年7月24日に施行した「飯野地区公民館既存解体工事」及び平成20年8月7日に施行した「真幸中学校危険校舎解体工事」の入札に関し、公正な入札を妨害したとして、平成21年10月15日に宮崎地方裁判所から懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定

している。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

正 誤

平成21年6月29日付け県公報（第2095号）中

ページ	誤	正
2	宮崎県宮崎市大塚町 520 -50	宮崎県宮崎市大塚町権現 前 917